

議案第五十四号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港区長 清 家 愛

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二項の」を「から第三項まで及び第五項の」に改める。

第十五条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第十五条第二項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第三項中「非常勤職員に対する」を「非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に対する」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次

の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第十五条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第十六条の三第一項、勤務時間条例に基づく区規則等又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第二号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第十五条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第十五条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の正規の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第十五条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第十七条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十六条中「部分休業」を「第一号部分休業又は第二号部分休業」に改める。

第十七条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第十七条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

付 則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十五条の二第一項に規定する第二号部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

（説 明）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部改正に伴い、条例で定めることとされた新たな取得形態の部分休業の承認に係る条件等を定めるため、本案を提出いたします。